

承認第5号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決処分第10号

専 決 処 分 書

平成27年度幕別町の一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年8月14日

幕別町長 飯田 晴義

平成27年度幕別町一般会計補正予算（第5号）

平成27年度幕別町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,981,347千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		5,813,210	1,000	5,814,210
	1 地方交付税	5,813,210	1,000	5,814,210
22 町債		3,423,129	2,100	3,425,229
	1 町債	3,423,129	2,100	3,425,229
歳入	合計	16,978,247	3,100	16,981,347

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 災害復旧費		3,000	3,100	6,100
	1 土木災害復旧費	3,000	3,100	6,100
歳 出	合 計	16,978,247	3,100	16,981,347

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設等単独災害復旧事業	3,000	普通貸借又は証券発行	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	5,100	同左	同左	同左
合計	3,000				5,100			

歳入

(款)11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1地方交付税	5,813,210	1,000	5,814,210	1地方交付税	1,000	1 普通交付税 1,000
計	5,813,210	1,000	5,814,210			

(款)22 町債

(項) 1 町債

10災害復旧債	3,000	2,100	5,100	1土木施設等災害復旧債	2,100	1 土木施設等単独災害復旧事業債 2,100
計	3,423,129	2,100	3,425,229			

(款)14 災害復旧費

(項) 1 土木災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国 支 出	道 金	地方債					その他
1単独災害復 旧費	3,000	3,100	6,100			2,100		1,000	15 工事請負費	3,100	1 途別新川線外5路線災害復旧 工事
計	3,000	3,100	6,100			2,100		1,000			